

(b) 電子形式の国際出願であつて、願書の記述
が文字コード形式であるもの
(c) 電子形式の国際出願であつて、願書、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式であるもの

二百イスイス・フラン
三百イスイス・フラン

五 国際出願が次の者によつてされた場合には、一の規定に基づく国際出願手数料（四の規定が適用されるときは、同規定に基づく減額されたもの）、二の規定に基づく補充調査取扱手数料及び三の規定に基づく取扱手数料は、その九十パーセントを減額する。ただし、二人以上の出願人があるときは、全ての出願人が次の(a)又は(b)に定める基準を満たしていないなければならない。(a)及び(b)に規定する国の一覧表については、総会が与える指示に従い、事務局長が少なくとも五年ごとに更新する。

(a) 国際連合が公表する一人当たりの実質国内総生産（二千五年基準、合衆国ドル表示）の最近の十年間の額を平均したものに基づく一人当たりの国内総生産が二万五千台衆国ドルを下回る国で、かつ、自然人である国民及び居住者が行う国際出願の数であつて、国際事務局が公表する最近の五年間の年次出願数の平均値に基づくものが百万人当たり年間十件未満又は絶対数で年間五十件未満である国として一覧表に掲げる国の人

(b) 自然人であるか否かを問わらず、国際連合により後発開発途上国に分類される国として一覧表に掲げる国の人

○財務省告示第二百二十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十七年度の初日から平成三十七年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらに掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。
平成二十七年六月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法の項名別		輸 入 数 量	
二 一	○トン	二一	○トン
二 二	○トン	二二	○トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品に係る輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。		二九	二七	二六	二五	二四	二三	二二
四九トン	一、二六トン	四四一トン	一、二二六トン	四〇三トン	四九八トン	一四二トン	一二二トン	一二二トン

三 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品に係る輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それ respective 下欄に掲げる数量とする。									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
二二トロン	一九三トロン	一九三トロン	一トロン	一トロン	二トロン	七七四トン	四、〇九七トン	四、〇九七トン	九一〇
四九トン	一、二二六トン	四四一トン	○トン	○トン	一トロン	八	九	一〇	一

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品に係る輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それ respective 下欄に掲げる数量とする。		二九	二七	二六	二五	二四	二三	二二
四九トン	一、二二六トン	四四一トン	○トン	○トン	一トロン	一トロン	一二二トン	一二二トン

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十七年度の初日から平成三十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のようによく告示する。									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
七トン	二二三トン	一、七三七トン	五五〇トン	一八三、九三〇トン	九一三、九三〇トン	二四〇、四七〇トン	一四の二	一三	一四
一 生鮮等牛肉	二 冷凍牛肉	三万六千二百五十九トン	六万三千七百八十七トン	三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。	一 生鮮等牛肉	二 冷凍牛肉	四万三千六百六十八トン	二二五、一六八トン	一四
一 生鮮等牛肉	二 冷凍牛肉	三万六千二百五十九トン	六万三千七百八十七トン	三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。	一 生鮮等牛肉	二 冷凍牛肉	二万六千九百七十三トン	一、〇七一トン	一一
一 生鮮等牛肉	二 冷凍牛肉	三万六千二百五十九トン	六万三千七百八十七トン	三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。	一 生鮮等牛肉	二 冷凍牛肉	二万六千九百七十三トン	一、〇七一トン	一一

○財務省告示第二百二十四号	○財務省告示第二百二十一号	○財務省告示第二百二十四号	○財務省告示第二百二十一号	○財務省告示第二百二十四号
閏税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成三十七年度の初日から平成三十七年五月三十一日までの豚肉及び豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。 一 豚肉等 十二万八千七十六トン 平成二十七年六月三十日	第七条の六第四項の規定に基づき、平成三十七年度の初日から平成三十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。 二 生きている豚及び豚肉等 十二万八千八十八トン 平成二十七年六月三十日	第七条の八第四項の規定に基づき、平成三十七年度の初日から平成三十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。 一 生鮮等牛肉 平成二十七年六月三十日	一 閏税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品に係る輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。	一 閏税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品に係る輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それ respective 下欄に掲げる数量とする。

一 閏税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成三十七年度の初日から平成三十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のようによく告示する。									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一 生鮮等牛肉	二 冷凍牛肉	三万六千二百五十九トン	六万三千七百八十七トン	三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。	一 生鮮等牛肉	二 冷凍牛肉	二万六千九百七十三トン	一、〇七一トン	一一
一 生鮮等牛肉	二 冷凍牛肉	三万六千二百五十九トン	六万三千七百八十七トン	三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。	一 生鮮等牛肉	二 冷凍牛肉	二万六千九百七十三トン	一、〇七一トン	一一

厚生労働大臣 塩崎 恒久	第十第一号中「及び注射用抗菌薬」を「注射用抗菌薬及びエダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る)」に改める。
平成二十七年六月三十日	平成二十七年六月三十日